

令和4年9月甲良町議会定例会会議録

令和4年9月26日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 令和3年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 令和3年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第8 認定第7号 令和3年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第9 議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
発議第8号 議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第4号）に対する修正（案）
- 第10 議案第45号 甲良町立認定こども園の設置等に関する条例
- 第11 議案第46号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第47号 甲良町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第48号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第49号 甲良町町立保育園の設置等に関する条例を廃止する条例
- 第15 議案第50号 甲良町保育センターの設置等に関する条例を廃止する条例
- 第16 議案第51号 甲良町立幼稚園使用料条例を廃止する条例
- 第17 議案第54号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第55号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）

- 第19 議案第56号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第57号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第58号 令和4年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第59号 財産の減額譲渡につき、議決を求めることについて
- 第23 意見書第2号 高齢者の補聴器購入補助制度を求める意見書（案）
- 第24 発議第9号 高齢者の補聴器購入町補助制度を求める決議（案）
- 第25 発議第10号 審査の申し立てに関する手続き事務の一切を委任することについて
- 第26 発議第11号 審査の申し立てに関する処分庁としての弁明書の提出について
- 第27 議員派遣について
- 第28 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	宮寄光一		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中村康之	教育次長	中川雅博
会計管理者	福原猛	学校教育課長	寺田喜生
税務課長	大野けい子	社会教育課長	望月仁
企画監理課長	熊谷裕二	建設水道課長補佐	寺居友彦
住民人権課長	宮川哲郎	呉竹センター館長	上田真司
保健福祉課長	山崎志保美	総務課参事	村田茂典
産業課長	西村克英	総務課長補佐	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美

書記 山脇理恵

(午前10時50分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和4年9月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日は何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、追加提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第59号 財産の減額譲渡につき、議決を求めることについては、甲良町普通財産売払要綱第3条の売払基準に基づき価格を設定したもので、地方自治法第96条第1項第6号により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○宮崎議長 次に、日程第2 認定第1号から日程第9 議案第53号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

山田裕康委員長。

○山田裕康予算常任委員会委員長 令和4年9月26日。

甲良町議会議長様 宮崎光一様。

予算決算常任委員会委員長 山田裕康。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、審査結果。

議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)、原案可決。

認定第1号 令和3年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について、認定

すべきものと決定。

認定第2号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第3号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第4号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第5号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定。

認定第6号 令和3年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、認定すべきものと決定。

認定第7号 令和3年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、認定すべきものと決定。

2、審査経過。

議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第4号）。

総務管理費の甲良米ブランド化推進事業委託70万円について、事業内容と委託先とその選定の理由、金額の積算の内訳はとの問いに、全国的な米の消費量低迷やコロナ禍での消費減で米価の下落等により、町も深刻な状況にある。そのため、町の米の認知度を高め、他地域との差別化を図る戦略的なPRを考えるため、外部の専門家をお願いするもので、私立摂南大学に委託する。地域貢献や過疎の開発などを行っている大学であり、昨年、地域連携協定を結んでいる。県内の大学も当たったが、協力を得られなかった。研究委託費は100万円が一般的な最少金額で、財政的な協議により70万円になったとのことであった、農業に対する戦術、作戦が読めない、真剣に考え、作戦を委託すべきだとの意見があった。

総務管理費の実態調査業務委託200万円は、公共交通の在り方検討支援業務委託だが、実態調査だけで済まない、その後の方向や研究も含まれるのかとの問いに、巡回バスなど、新たな提案についても研究していきたいとのことであった。

職員採用について、年度途中で4人を採用したが、職員が足りなかったのか、また4人年増えたのに947万1,000円の人件費が減額されているのは当初予算を多く見積もったためかとの問いに、定数の範囲内で人員の過不足を検討している。昨年度は定期採用試験を行ったが、最終的に採用を見送った。また、年度当初に人員不足の課があったので、4人採用を行ったとのことであった。人件費の減額は期末勤勉手当について、去年の人事院勧告に沿った減額と、それに伴う共済費の減額が主なものであるとのことであっ

た。

農業費の農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金1,000万円の対象の認定農業者及び認定新規農業者は何人か、家族農家は離農も多く集落営農にも従事し支えているので、その支援は必要であり、補助すべきと考えるがどうかとの問いに、対象団体は24団体である。集約率は7割と非常に高く、家族農家は3割であるため、補助は今の段階では考えていないが、国の肥料高騰支援については、家族農家も対象となり、滋賀県も支援を打ち出していることから、町としても今後検討していきたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第1号 令和3年度甲良町一般会計歳入歳出決算、歳入の部。

町長が掲げている町政の基本方針と比較し、令和3年度決算はどう捉えているのかとの問いに、財政調整基金が減った背景はハード整備ではなく、ソフト事業や各課業務の推進による財政悪化をどう捉えるべきかで、ハード整備については防災拠点整備を主眼においており、議会と協議して進めるが、今後の行財政運営の中心は財政健全化計画に基づく改善と、過疎事業債の活用の2点であるとのことであった。

実質公債費比率は県内で2番目に高いが、恒常的に改善すべき問題は何かとの問いに、地方債については、住環境整備事業を中心とした同和対策事業や義務教育施設、臨時財政対策債などの比率が高い。目標としては年間3億円を減らす努力をするとのことであった。

自主財源と依存財源のバランスをどう考えるのかとの問いに、町税収入も8億円台であり、多くが依存財源であるので、工夫をし、行政サービスを低下させない上での行財政運営を行っているとのことであった。

町税の不納欠損の人数はとの問いに、町民税8人、固定資産税30人、軽自動車税15人であるとのことだった。

不納欠損は平成26年度がピークで、2,600万円であったので、それに比べると改善されているが、方針を厳格にしたからかとの問いに、湖東分室との連携が一番大きいのではと考えている。まずは自主的に納税してもらうこと、それでも未納なら法令に沿った滞納処分を行っているとのことであった。

新型コロナ地方創生臨時交付金事業の国庫補助金について、交付限度額が1億3,853万6,000円で、交付決定額が7,630万1,000円である、その差額がプールされているのかとの問いに、本省繰越額6,223万5,000円は令和4年度の交付金としてもらった。交付限度額は国が年度をまたいで使うことを前提として、使わなかった分は国が繰越し、町は新年度予算として交付されるものであるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の電算機器購入費1,911万1,000円のうち、プリンタ18台で約700万円というのはどういうものか、競争入札しているのかとの問いに、パソコン、プリンタについては、6町共同入札で、滋賀町村会が6町の次年度分の要求をくみ取った上で競争入札を行っている。

一般的な市販のものでなく、必要な機能を設けており、国のパソコンの出力に合う特殊なものであるとのことであった。

社会福祉費の権利擁護サポートセンター事業負担金171万1,000円について、成年後見等申立件数が1件と、認知症の発症人数から見ると少ないが、広報が足りないのか、需要が少ないのかとの問いに、相談件数が11件と少ないことから需要が少ないことと、申立費用がかかるので、次年度に補助制度を新設できないかを検討しているとのことであった。

児童福祉費の児童クラブ運営業務委託3,195万3,000円について、直営と委託との費用の比較はどの問いに、決算額は増えている。ほぼ人件費分で、委託前は国の基準に満たないときがあり、町職員が応援に行っていたが、委託だと人数が確保されたことと委託先の職員の時給が上がったことによるものであるとのことであった。

清掃費の彦愛犬広域行政組合中継施設管理運営負担金1,047万6,000円について、小八木の中継基地はいつまで搬入できるのかとの問いに、新ごみ処理施設建設まで稼働させるとのことであった。

道路橋梁費の除雪委託について、町道以外の道も請け負ってほしいという要望があれば、協議してほしいとの意見に、里道は150センチ幅なので車は通らない。前年度のルートを減らすことがないように、幅員の大きいところは町、狭いところは字でお願いしたいという相談をし、13集落中、現在9集落は協力いただけるとこととなり、今後集落と詳細を決定していく。また、できないと言われた集落は、町が別の契約で行い、年数をかけながらその部分を集落でできる体制を取っていきたいとのことであった。

消防費の医薬材料費13万円は安定ヨウ素剤購入費だが、その配備や運用状況はどの問いに、服用が難しい薬剤なので、教育委員会と協議を進めている最中である。薬剤は現時点では町の役場の備蓄場所にあるとのことであった。

教育総務費の施設修繕工事で中学校の駐輪場のコンクリートブロック改修工事について、危険性があったのか、壊れたので修繕するのかとの問いに、壊れていないが、国、県からの調査により、ある一定の高さ以上は構造上の耐震の問題があるため、指示があったので、対応したとのことであった。

支出全般について、4月に財政危機宣言を出したが、原因は委託料、人件費、物品の購入費が財政を圧迫していると指摘した。

翌年度繰越について年度内の事業執行の努力をしたのか、また不用額は令和2年度に比べると少なくなったが、過大見積りや予算計上した事業ができていない、事業後の執行残の3つの理由である。経費の節減に努めたとあるがどうかとの問いに、不用額については、他市町も出ている。査定の在り方について、1次査定が財政係、その後トップ査定をする経過があるが、全体を見直したい。繰越を抑えるのが基本であり、繰り越さないとは事業ができないものは除いて、年度内執行をめざしたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

短期保険証や資格者証の発行数はとの問いに、短期保険証の発行数は26世帯、資格者証の対象世帯数は7世帯だが、実際、発行したのは1世帯であった。短期保険証や資格者証の発行についての考え方も県内で統一していく方針であるとのことであった。

コロナ減免の状況はとの問いに、件数は4件であり、金額は21万4,000円。コロナ減免制度の周知については、防災無線や広報、窓口にチラシを置いているとのことであった。

不納欠損と滞納額についてどういう取組をしてきたかとの問いに、未納者の状況をできる限り把握するように努め、法令に沿った事務処理ができるよう心がけていたとのことであった。今後も県と町が連携をして、徴収体制を強化していきたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

補助金があることを知らない人もいるので、広報等で周知してほしいとの意見に、町内外に向けて周知できるよう考えていきたいとのことであった。

墓地以外の利用方法についてどう考えているのかとの問いに、今のところ、墓地公園は墓地の利用しか考えていないとのことであった。以前、指定管理も視野に入れて検討したが、業者の利益等を考えると難しいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第4号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

監査の指摘事項にもあったが、滞納問題、特定入所者介護サービス費の減少、オレンジファイブ（認知症初期集中支援チーム）の活用について、担当課の見解はとの問いに、滞納問題については、毎月督促、年2回の催告を送付している。郵送だけでは納付につながりにくいため、電話や訪問等に

よって納付を勧奨しているとのことであった。

特定入所者介護サービス費の減少については、令和3年度に国の制度改正があり、施設を利用される方の居住費や食費の助成制度が見直されたため、減少したとのことであった。認知症初期集中支援推進事業は、初期の認知症の方に対して短期集中的に専門職が関わり、医療や介護のサービスにつなげることを目的としており、令和3年度は、4事例あるとのことであった。今後も、広報等でPRをしていきたいとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第5号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。特に質疑はなかった。

認定第6号 令和3年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。有収率の推移はとの問いに、令和3年度は84.44%であり、前年度と比較すると1.95%上昇しているが、県内の平均が89.3%であるため、約5%少ない。漏水調査等も検討し、改善に向けて取り組んでいきたいとのことであった。

滞納問題はどうなっているのかとの問いに、滞納件数は392件であり、そのうち189件は催告書の送付を行った。面談通知、給水停止に関する事前通知等も送付し、分納誓約をするなど、滞納が減るよう努めたとのことであった。増え続ける滞納の対応として、今後は法的措置を取る予定であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第7号 令和3年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

本管の大規模改修の見通しの状況はとの問いに、耐用年数は50年であり、何年後に本管の工事を行うという計画はない。現在の課題は人口の減少により、下水道料金を維持するのは困難となってくるため、令和5年に使用料の改定をして、対応していくとのことであった。

今後の水洗化率を向上するために、生活保護世帯に対しては補助制度があるが、希望される方全てに提供できる制度も必要ではないかとの問いに、基本的には柵を設置してから2年以内に接続するのが原則であり、2年を超えてとなると、均等性の問題が出てくるため、今後、要検討課題としていくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上、報告を終わります。

○宮崎議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 令和3年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、
討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番、西澤です。

討論にあたって、意見を主な事項に限定して述べます。

令和3年度の決算は、かなりの部分、コロナ禍の中、町民の声と議会議員の提案を受け、政府の地方創生臨時交付金を活用したこともあり、補正予算や議員からの修正予算を経て、町民の願いを実現する上で積極的な施策展開が幾つかありました。県下でも、使い勝手のよい、希望者には限定なく使える無料のPCR検査、水道基本料金の免除4カ月、約100件の、1件10万円の事業者支援給付などです。これらは、議会の議決や提案を一定程度受入れたことであり、積極的に評価できるものです。

しかし、昨年度後半により、政府からの一片の通達、見解が出されると、町長は、今後は新規の個人給付的な事業を行わないと言明されました。個人給付といっても、現金のばらまきではなく、必要な町民への支援策であり、地方自治体が中心的に取り組まねばならない住民福利の向上のための施策が中心です。私は、一律に個人給付を中止というのは撤回すべきだと何度も批判しましたが、ついにその考えは変更しませんでした。

私が決算認定に反対する中心的な、決定的な理由は、野瀬町長のこの政治姿勢が表れているからです。地方創生臨時交付金については、国権の最高機関である国会の審議で、地方の自由裁量でコロナ禍の住民支援に使えると答弁しておきながら、事務通達で、あるいは申請時の段階で、あれ駄目、これ駄目、これはよしとする、制限する対応は政府の横暴、越権行為のおそれありと批判すべきだと思います。

その他、改善すべき点と考える主な事項は、やっぱり庁舎内、町民との協議でできることまでも、委託費として支出していることが目につきます。例えば、地域福祉計画策定業務ですが、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画で、令和3年度では44万5,000円という決算額ですが、371通の回答を、また町民の願いと声をどのように活かし、福祉施策に反映するのか、業者任せにせず、積極的に町民の中に取り込んで、町民と議会とともに作り上げてほしいと思います。

もう一つは、現場技術員の業務委託です。令和3年度は合計27工事で、1,222万1,000円ですが、委員会審議の中でも、資格者養成に取り組むと答弁がありました。ぜひ早期に実現させていただきたいと思います。

令和3年度決算の教訓と反省をふまえ、来年度の予算編成にあたっては、地方自治体の本来の任務である住民福利の前進と暮らし、健康、子育て、小零細企業者の営業応援こそ優先して予算配分されることを強く要請したいと思います。そのためにも、当初、南部工業団地と称して、産業用地創生に係る土地利用計画検討業務の報告書が提出された平成27年11月から既に7年が経過し、いまだに難題の先が見えない。産業集積地整備計画は、過去の歩みを検証し、中止も含む抜本的な見直しを決断する時期が来ていると考えます。

一方、歳入面では、安定的な収入となるのは、やはり固定資産税など、住民税です。以前、1,000万円を超す不納欠損を発生させる元となったと思われる、生活困窮者という曖昧な基準や税金裁判で分かったところの明らかに5年の経過を迎えるまで有効な対策を講じていない姿勢は、税の公平さの観点からも、町民には理解できないところであります。確実に改善されなければなりません。

さらに、新築資金貸付業務の回収は、直接、一般会計に反映されることとなり、弁護士委託を極力なくして、法的手段を職員が担えるよう研修を強化することが重要です。

最後に、地方で暮らす私たち住民と地方自治体そのものを苦しめている現政権の間違った方針、政策、コロナと急激な物価高騰で苦しい庶民にごく僅かしか対策を打ち出さず、安倍元首相の国葬には16億円を超える血税を投入する岸田政権こそ元凶であり、政治の根本的転換を願わずにはいられません。

以上で、反対討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 討論にあたって、意見を述べます。

資格者証をゼロに近づけて、短期証発行を契機にした納税相談と暮らし全般の相談、町民に寄り添う対応を進めてきたことを評価します。また、所得のない赤ちゃんに課税する現行制度が批判されています。一定年齢までの子どもさんの非課税とすることが望まれています。しかし、県一本の事業になれば、スケールメリットが活かされる反面、国保税の減免や均等割、平等割の減額決定など、また様々な町独自の地域に合った施策の展開が難しくなり、水準の高い自治体に同調させられるおそれが高まります。よって、認定に反対するものです。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 介護保険事業については、現場の努力、大変感謝をしております。同時に現場の努力に反して、とにかく介護保険料が高過ぎます。批判が高いものがそこに集中しています。一般会計からの繰入れが禁止されている下で、

一般事業で広く健康増進、介護予防の施策を若い世代のときから充実させていくべきだと考えています。介護保険料が高過ぎる点で、私は賛成できません。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これも何度も私は発言をさせていただいてはいますが、利用率の高い高齢者を一くくりにして、保険料も、それから受けられる医療も大変差別的な制度を容認することができません。非効率、利益が薄い、費用が高くなるの一言で、日本の古きよき伝統、慣習である敬老思想に背く政府の制度や方針を根本的に改め、財源は超富裕層から、膨大な軍事費を削ってとの政策に転換すべきだと思いますし、町長は政府に声を届けていきたいと思えます。一義的には、政府の責任ではありますが、その町の対応をこの政府に批判的な施策の展開を求めて、反対討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 令和3年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論にあたって、若干の意見を述べさせていただきます。

以前から問題になっていました、盗水ゼロ宣言ができるようにぜひとも努力をいただきたいですし、水道事業自体は命と健康を維持する大事な事業でありますので、賛成とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 令和3年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、日程第9 議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

それでは、議案第53号の討論、採決の前に、建部議員から令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)に対する修正案が提出されていますので、これを議題とします。

発議第8号について、建部議員から説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 それでは、私の方から発議第8号を提案させていただきます。

それまでに皆様に先にお配りをいたしております今回の提案の趣旨をちょっと見ていただきたいと思います。

このコロナ禍というのは、国民全てにおいて、苦難なり、忍耐を強いられ

ております。また、最近の急激な物価高は国民全てに覆いかぶさっておりますし、特にこの10月からは、さらに大きな値上がりがございます。この状況下は、全ての国民にかかってきていますが、今回、令和3年からですが、国の方では子育て世帯、そしてから住民税非課税世帯にそれぞれ子ども世帯については、子ども1人につき10万円、そして非課税世帯については世帯で10万円という特別給付金を支給されました。

私は、子育てなり、非課税世帯への支援については、否定をするものではないでございます。でも、そもそもこのコロナ対策というのは、国民全てにかかってくるものでございました。国民の権利と平等の原則からして、必要とされる世帯や希望される世帯にも私は給付すべきであるというふうに思います。必要とされる世帯、中には非課税世帯でも裕福に暮らせている世帯があります。また、税金が少しかかっている世帯でも、非常に生活が困窮されている世帯もあります。

そういうことから、一概に、単に非課税世帯だから、また子ども云々ということでの給付よりか、私は、まずは全て国民に一定の給付は必要だ。その上で、子育て世帯や住民税非課税世帯には、さらに上積みというか、追加支援ということで、5万とか10万のそういう給付は必要であるというふうに思います。

そこで、国が対象外とした世帯にも、やはり町として、国の施策に対するフォローとして、町が1世帯5万円の特別給付を今回提案しているものでございます。特に私は必要とされる世帯や希望される世帯ということですから、申請のある方に給付をする。そこで、所得制限の話も出ましたけれども、あえて所得制限はつけない。なぜなら、所得のある方はご辞退される方が多分多いというふうに思いますし、単なる5万円ぐらいの申請で煩わしいという方もおられると思います。ですから、申請はあくまでも個人の自由であります。申請主義によって、この給付5万円をぜひとも町で実施していただきたいということでの提案です。その5万円はなぜ5万円なのかというと、町の負担を考慮して、その10万円の2分の1の額の5万円にいたしました。

そこで、その財源の話になるんですが、その対象世帯は約1,100世帯ほどございます。もちろんその方全てが申請されるとは限りません。中には、申請をしない方もおられますので、約ということで1,100、そして費用は約5,500万というふうに、今回の要求、提案でございます。

その財源は、財政調整基金を充てます。ご承知のように、財政調整基金は今年というか、令和2年から令和3年の決算にかけて、1億9,886万円という額が増えました。それで、3月決算では5億933万円の調整基金が積み立てられているという状況と、さらに今日の補正予算の提案の中にも6,

600万円という積立てが予定をされております。その基金の増額と積立金を合わせると2億6,000万の資金があるわけですが、その中から5,500万円を使わせていただくと。要するに、町の財政を圧迫することなく、その預貯金でこの処理ができるということから、私はこの9月議会こそ、町民への給付はチャンスじゃないかという思いで、今回の提案に至ったわけです。

そこで、内容でございます。まず、今回の修正案、1ページ目は金額が何々の何としているんですが、要するに5,500万円を追加するというのが表、かがみの当初に書かれている内容です。その内容は2ページの歳入の部を見ていただきたいと思います。

まず、歳入、今回の財源でございますが、基金繰入金を使わせていただきます。財政調整基金の繰入金でございます。この9月補正の案では、三角の4,486万8,000円になっていたんですが、それを元に戻して、さらに1,013万2,000円をプラスして、合計5,500万を歳入として見込みました。

そして、歳出の方につきましては、今回の給付金は社会福祉費で見ていきたい。その社会福祉総務費の中の負補交、負担金、補助金及び交付金の中で5,500万。1万円というのは別にありますので、ここでは5,500万ですが、これを子育て非課税世帯外への特別給付金として、世帯5万円を見ていきたいということでの提案でございます。

ぜひとも皆さん方のご賛同、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第53号、発議第8号について、併せて討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今、建部議員が提案された内容を全面的に私は賛同をするものです。今、庶民は急激な物価高騰とコロナの影響で厳しい家計のやりくりをしているものと思います。この時期に組まれる補正予算は、政府の施策を先取りする、あるいは政府の手の届かないところをカバーするということは住民に直接関わる地方自治体の重要な仕事だと考えます。

原案にはこの考えが弱すぎるのではないのでしょうか。確かに限られた予算です。備蓄も必要でしょう。しかし、令和3年度決算の概要でも明らかのように、令和3年度末の財政調整基金は約5億930万円となっており、元々原資は町民、国民の財産です。有効に還元することこそ重要です。

町長が唱える財政危機を解消するために、とにかく積み増しをしていくと

言われましたが、目的のはっきりしない備蓄は自治体には不要です。また、歳入の繰入金では補正で4,486万8,000円の財政調整基金からの繰入れを取りやめるとしており、5,500万円の追加支出は十分道理があり、無理のないものと考えます。

この間、政府は18歳以下の子どもへの一律10万円、非課税世帯に10万円などの給付を実施されてきました。そして、今度は非課税世帯だけに5万円給付の追加策を発表しました。とにかく支援の対象が限定をされ、住民間に分断を持ち込んできました。これらの対象から外れた世帯、住民であってもこの物価高騰とコロナによる減収は直撃を受けています。

今回の修正提案は1世帯5万円という僅かな額で、十分とはとても言えないものですが、苦しいときに行政から支援をもらったというのは大変温かい気持ちに包まれるのではないのでしょうか。財政危機宣言をしたからといって、町民の暮らし、営業の支援を削ってはならないと思います。

そのほかのところでは、甲良米ブランド化推進事業委託をめぐって、どこの研究機関や専門家などと連携するのかということで、当初予算の実態調査と同じように委員会で議論がありました。県立大学の学生が多賀町をはじめ、4地域の地域活性化の調査に関わった記事が25日の中日新聞、滋賀版に掲載されていました。甲良町政としては、東京や大学の大都会ではなく、身近なパートナーをつくる努力と行政側の明確な方向性がある方針を確立することがどの分野でも必要だと思えます。

北方領土返還要求県民会議の規約に、政府の方針にそぐわない主張を排除するというくだりがあります。私は、この部分は容認することができません。今後、この記述を削除し、削減できないとあれば、この県民会議から脱会することを求めていきたいと思えますし、今回は修正提案に同調をし、一致点で共同するという立場から修正案に賛成するものです。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 8番、木村。

私は原案賛成、発議8号に対しては反対という立場でございました。

今、建部議員の方からいろいろと説明があって、なるほどというふうに思ったことは多々あるんですけど、ただ簡単に言うて、今じゃないでしょう。もう少しいろんな議論を尽くした上というふうに考えましたので、今言いましたように、原案賛成で、発議8号には残念ながら反対とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 発議第8号に賛成討論をいたします。

政府が打ち出した新型コロナウイルス感染症に対する支援策は、非課税世帯に2回目の支援を行い、また18歳以下の人への支援と課税世帯に対しての支援は何もないことが、課税世帯から苦情が多数寄せられています。町民の声を聞いていれば、おのずと答えが出てきます。議員はもっと町民の声を聞くことが大事だと思います。

また、この10月からは食料品などが値上がりし、ガス代はこれから3割値上がりを行います。電気代も値上がっております。ガソリン代も値上がりし、前なら軽自動車なら3,000円で満タンになったのが、今は5,000円要ります。その分、給料が上がっていますか。一生懸命働いて、税金を納めている課税世帯の方も生活に困っているというのが現状です。このことから支援が必要であると判断し、賛成といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第8号を採決します。

お諮りします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第8号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第45号から日程第16、議案第51号までを一括議題とします。

各議案については、産業建設文教常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。

これより、産業建設文教常任委員会の審査報告を求めます。

岡田委員長。

○岡田産業建設文教常任委員会委員長 令和4年9月26日。

甲良町議会議長 宮寄光一様。

産業建設文教常任委員会委員長 岡田隆行。

産業建設文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第45号 甲良町立認定こども園の設置等に関する条例、原案可決。

議案第46号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第47号 甲良町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第48号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第49号 甲良町町立保育園の設置等に関する条例を廃止する条例、原案可決。

議案第50号 甲良町保育センターの設置等に関する条例を廃止する条例、原案可決。

議案第51号 甲良町立幼稚園使用料条例を廃止する条例、原案可決。

裏面をお願いします。

2番、審査経過。

認定こども園の設置について職員の事務負担が軽減となるとのことだが、利用者に影響はないのかとの問いに、利用者には影響がなく、合理的な運営をするために認定こども園にするのがベストであるとのことであった。

認定こども園設置等に関する条例について、第5条第3項に、「町長は前項を定めるもののほか、事業の実施に伴い必要となる費用の実施相当額を徴収することができる」とあるが、どのような事業を想定しているのかとの問いに、文言として掲げているが、実際は事業の実施に伴い必要となる費用というのは発生しない。何か起こったときの対応として、この文言を掲げているとのことであった。

保育料について、滞納を減らすためにも、保育料を前納してもらおうということはできないのかとの問いに、子ども・子育て支援法の関係により、保育料の前納については難しいとのことであった。

仮に新しく認定こども園を建てる場合の補助金について、補助金で補えない部分はどう借入れするのかとの問いに、一般的に施設等に関しては、地方債が充当できる。地方債も様々あるため、適時、有利なものを選択していきたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上です。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 以上で、産業建設文教常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 岡田委員長にお尋ねします。

私も傍聴しておりましたけども、認定こども園そのものの制度、どういうものであるかというものを議論がされたのかどうか、これが1つです。それからもう一つは、従来の認可保育所、幼稚園に加えて、今回、認定こども園を新設した、これは2006年だったと思いますけども、新設した目的や背景などについては、議論があったのか、行政から説明資料等が提出されたのかどうか、この点、お聞きいたします。

○宮崎議長 岡田委員長。

○岡田産業建設文教常任委員会委員長 西澤議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、認定こども園等のことについては、甲良町においては、幼小連携といまして、もう随分、県に先駆けて、小さなお子さんも預かっているという点もあり、そもそもそういう状況の中で今までしてきた経緯があります。それで、何年か前に認定こども園の設置等の条例ができて、本来なら甲良町においてもそうした事業を早急にしておりますので、そちらに早く認定こども園として設置して、することが一番望ましいとのことでしたが、なかなか今まで現状どおりできていないと。

もう一つは、幼小連携でこのままの状態で行きますと、事務負担の件の話が出ていましたが、それについては、私の方からも幼稚園については文科省、保育園については厚労省の管轄になるので、どうしても同じ建物の中に保育園と幼稚園が一緒になっていることによって、職員ですね、保育士さん、園長先生等の負担等の事務が、例えば1カ月、電気代を仮に幾らか使っていました。そのうち、保育園は6割、幼稚園は4割というふうに分けないといけないんですよ。それが比率をするとかがちょっと大変なので、それが幼小連携の認定こども園になることによって、一律幾らということ、事務負担が減ることと保育園と幼稚園と今までは混在していたので、それぞれに書類等を保管しなければいけないという作業が結構大変、場所も取りますし、大変ということで、今回、初めて教育長の方でその辺のことも、現場の声もお聞きしまして、今の現状になったということが話合いで行われました。

もう一つについては、すみません、西澤議員、もう一つすみません、申し上げます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 いや、委員長の認識不足かと思えますけれども、認定こども園の条例は今回が初めてです。以前は法律ができただけで、甲良町としては条例に定めていない。これ、訂正してもらわなあかんと思えますけれども、いや、私が聞いている範囲は委員会の審議でこの認定こども園そのものについての議論、それから認定こども園を新設した背景、目的、政府の目的ですね、これが議論されたかということなんです。私が聞いている範囲はされていなかったと思うんです。

委員長が言われた事務負担の軽減、これは甲良町が幼保の施設一体型で、幼稚園、保育園を一体の施設にしたためにそういう手続になっただけで、幼稚園と保育園が別のところはそういう手続をする必要がないことですので、ここは事実を見てほしいというように思いますが、その2点。

○宮崎議長 岡田委員長。

○岡田産業建設文教常任委員会委員長 話合いについては、特にはありませんでした。ただ、たまたま甲良町の方が幼小が一緒の場所になっておりましたので、今回、このような決断にはなりましたが、もしかしたら、先ほど西澤議員が言うておられるように、別々の場所で、保護者の方とかが特に問題ないということであれば、今、こういった認定こども園の条例に関するこの話も出てこなかったのではなかろうかと私個人は思っております。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第45号 甲良町立認定こども園の設置等に関する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 認定こども園の新制度ができた経過、背景など、粗筋を若干私なりに調べてみました。

以下はその概要です。

この間、政府は構造改革の名の下で、民でできることは官から民へと称して、保育所の民間委託、企業参入を進めて、保育の公的保障と責任を後退させてきました。そして、国の管轄の一本化、制度上の統一化を口実に、幼稚園と保育所の一体化を理由に、2006年には就学前の子どもに教育、保育を一体に提供する施設だとして、認定こども園制度をスタートさせました。しかし、多くの父母に受け入れられず、計画どおりには進まなかったのです。

そのため、12年、民主党政権と自民、公明の3党の合意によって、消費

税増税を進めた社会保障税一体改革の一環として新制度を強行しました。しかも、財源は消費税10%増税を前提にしていました。制度発足前から既に予算が不足をし、新制度の売り物として打ち出した保育士の処遇改善を真っ先に削減する破綻ぶりを示しました。保育時間を、時間短縮8時間、標準時間11時間と区分をして認定することの矛盾、それから園庭や給食施設の基準緩和など、子育て会議でも懸念された保育の質を低下させるなどの指摘された問題がそのまま政令案に盛り込まれてしまいました。

この新制度は、これまでの幼稚園と保育園に加え、新たな認定こども園制度や地域保育型事業を始めるというものです。政府は、新制度の枠組みを決め、従来の施設を無理やり押し込む政策的な誘導を行ってきました。そのため、全国各地で制度が複雑で、よく分からないように選択が狭められて不安だとか、行政に質問しても答えてもらえない。今のままいきたいが、国の補助は保障されるのかなどの関係者の間で、将来への深刻な不安が生まれ、政府の狙いどおりに進まなかったというのが関係者の声でした。

我が甲良町では、幼保施設一体型の東西の保育センターをこの制度よりも早くスタートさせていました。そのため、政府の急速な誘導策には乗らず、自主的な判断を優先させたのだと思います。幼稚園は文科省、保育園は厚労省、それぞれ管轄が異なり、歴史的な歩みも異なるものを、新制度において、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とすると法律の目的でうたっているとおおり、政府の責任を明確に確実に履行することこそ重要だと思います。

私は、認定こども園に移行することで、園庭や給食施設の整備基準、保育士の設置基準が緩和をされ、指定管理や民間委託に進みやすくなることを警戒しなければならないと考えます。安全、安心、保育環境を確保し、就学前の子どもの健やかな成長を保障するため、保育士の配置と待遇の抜本的改善こそ必要です。そのためには、国、県が子育て応援の予算を大幅に増大することが最も重要だと考えます。甲良町政においても、指定管理や民間委託が次々導入され、東西保育センターや小学校の一本化、また小中一貫校への移行までも話題に上ってきており、慎重な検討が必要です。公的保育、公的教育の責任の放棄と後退につながるおそれがあり、警鐘を鳴らさねばならないと思っています。

以上のことから、認定こども園の内容、新制度をつくった政府の目的、従来の認可保育所との違いなどについて、住民の中で、また議会においてもしっかりと検証した上で意向を判断すべきだと考えますので、この議案、共通しますので、議案45号から議案51号までを反対とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。

委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、議案第46号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第46号は可決されました。

次に議案第47号 甲良町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。

委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、議案第48号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、議案第49号 甲良町町立保育園の設置等に関する条例を廃止する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、議案第50号 甲良町保育センターの設置等に関する条例を廃止する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、議案第51号 甲良町立幼稚園使用料条例を廃止する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第51号は可決されました。

日程第17 議案第54号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第18 議案第55号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第19 議案第56号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 補正予算の段階なんですけども、やはり今の経済状況、それから家計の状況、それからいろんな物価高、コロナ禍の状況で、やはり県下で一番高い介護保険料を引き下げる方向の補正予算が組まれて、またその方向での努力があっただけで済むべきだと思いますので、反対とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第20 議案第57号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 当初予算には反対をし、決算にも反対しておりますが、補正予算という範囲で賛成とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第21 議案第58号 令和4年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第22 議案第59号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本議会事務局長 議案第59号 財産の減額譲渡につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年9月26日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 財産の減額譲渡につき、議決を求めることについてご説明をさせていただきます。

議案書の1枚をおめくりください。

次のとおり、財産の減額譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号により、議会の議決を求めるものでございます。

財産の種別としましては、土地でございます。

財産の所在、登記地目及び地積につきましては、1つ目が、犬上郡甲良町大字法養寺字野神185番95。地目は宅地。地積は33.04平方メートル。同じく、地番、185番158。宅地。5.52平方メートル。同じく、法養寺字中保田ヶ上347番7。宅地。9.07平方メートル。合計47.63平方メートルです。

相手方の所在地及び氏名につきましては、記載のとおりとなっております。

譲渡価格につきましては14万5,271円。

減ずる額は26万9,789円。

減額の理由としましては、当該の土地につきましては、三角地や地形狭長であり、単独利用が困難な土地である上、その面積が小規模であり、町での利用が見込めないことから、その隣接地所有者に売り払うものであり、町基準に基づき減額譲渡するものであります。

以上です。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第23 意見書第2号及び日程第24 発議第9号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本議会事務局長 意見書第2号 高齢者の補聴器購入補助制度を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年9月26日。

甲良町議会議長 宮崎光一様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 建部孝夫、木村修、丸山恵二、阪東佐智男、山田裕康、山田充、岡田隆行。

発議第9号。

令和4年9月26日。

甲良町議会議長 宮崎光一様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 建部孝夫、木村修、丸山恵二、阪東佐智男、山田裕康、山田充、岡田隆行。

高齢者の補聴器購入町補助制度を求める決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○宮崎議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 請願の採決を受けて、今回の2つの議案を意見書と決議を提出させてもらうものであります。請願にあたっては、紹介議員にならせていただきまして、全会一致で可決をいただきました。本当にありがとうございました。

それでは、意見書を読み上げて提案にさせていただきます。

高齢者の補聴器購入補助制度を求める意見書（案）。

加齢による難聴は誰しも起こりうる現象です。耳の聞こえが悪くなることにより、聞き返しが多くなったり、聞き誤りが多くなったりして、コミュニケーションが図りづらくなります。そのために、高齢者は会話の不満足による「孤独感」や「疎外感」、自分はいない方がよいといった「被害感」などを感じていると言われていています。

その結果、外出を嫌がって、家に閉じ籠もりがちになったり、家族とも話したがらないといった傾向が表れたりし、心理的な影響とともに、身体的な影響が表れてきます。

難聴は自立した生活を阻害する1つの要因です。難聴が原因で閉じ籠もりがちになり、フレイル、これは壊れやすい高齢者、認知症の発症、進行のおそれがあり、自立した生活ができなくなり、介護申請に至ってしまいます。

加齢による難聴の症状が発覚した際には、早めの対策が認知症予防、健康寿命の延伸に有効であることが所見されており、ひいては医療費抑制にもつながることが想定できます。しかし、補聴器の価格は安価なものは性能が劣るものが多く、全体的には高額となっており、補聴器装着をちゅうちょしてしまうとの声を聞きます。国の制度で補聴器購入制度があれば、必要な高齢者が安心して補聴器を購入できるのではないのでしょうか。

国の制度として「障害者総合支援法」で購入補助制度はありますが、高齢者の場合、この制度を活用することが難しい状況です。

よって、政府におかれましては下記の事項を速やかに措置されますよう強く要望します。

記。

1、身体障害者手帳の取得を要件としない高齢者の難聴に対し、一部補助する新たな制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月26日。

宛先は、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様です。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長、宮寄光一となっています。

先ほどの全協でもお話しさせていただきましたけども、聞きづらいを放置せず、早めに手当てすることは認知症の予防の効果、それから身体的な健康の延伸にもつながっていく。やはり、高いです。私の周りの高齢者の方も補聴器を購入して使わないという方が、結構おられます。そういう点でも、リハビリを町としても、またしかるべき医療機関と連携をしながら、実施をしていただきたいなと思いますし、まずは購入のハードルを下げる補助制度をつ

くっていただきたいというように思います。これは国への要望です。ほとんどが請願の内容を引用したものとなっています。そして、意見書としてまとめる最後のところは変えています。

次に、発議第9号ですが、高齢者の補聴器購入町補助制度を求める決議(案)。

加齢による難聴は誰しも起こり得る現象です。耳の聞こえが悪くなることにより、聞き返しが多くなり、聞き誤りが多くなったりして、コミュニケーションが図りづらくなります。このところはずっと同じで行を下っていきます。「本町では」まで省略をします。

本町では、介護予防事業も取り組んでいます。しかし、高齢者の月額標準介護保険料は6,900円で、滋賀県19市町平均介護保険料よりも773円も高い実態です。

難聴は自立した生活を阻害する1つの要因です。難聴が原因で閉じ籠もりがちになり、フレイル。ここも省略をして次に進めます。

加齢による難聴の症状を自覚した際には、早めの対策が認知症予防、健康寿命の延伸に有効であることが所見されており、ひいては医療費の抑制にもつながるものと想定されます。しかし、補聴器の価格は安価なものは性能が劣るものが多く、全体的には高額となっており、補聴器装着をちゅうちょしてしまうとの声を聞きます。

本町にこの補助制度があれば、経済的負担による購入ためらいを緩和し、加齢による難聴の方をより健康で暮らせるよう支援できるものと考えます。

よって、補聴器購入補助制度の創設を強く要望します。

以上決議する。

令和4年9月26日。

甲良町議会議長 宮寄光一。

以上です。

どうぞよろしくお願いたします。

○宮寄議長 説明が終わりましたので、併せて、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮寄議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、意見書第2号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮寄議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第2号は可決されました。

次に、発議第9号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第9号は可決されました。

次に、日程第25 発議第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本議会事務局長 発議第10号 審査の申し立てに関する手続き事務の一切を委任することについて。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年9月26日。

甲良町議会議長 宮崎光一様。

提出者 甲良町議会議員、岡田隆行。

賛成者 建部孝夫。

○宮崎議長 本案については、岡田議員から提案説明を求めます。

岡田議員。

○岡田議員 審査の申し立てに関する手続き事務の一切を委任することについて。

審査申立て人甲良町長野瀬喜久男にかかる再議議決(処分庁甲良町議会)についての審査申立事件(令和4年8月10日付申立)に関する、処分庁としての手続事務の一切について、議長及び次のものに委任する。

記。

住所、滋賀県大津市京町3丁目4番12号、アーバン21ビル5階、滋賀第一法律事務所。

氏名、弁護士、近藤公人。

生年月日、昭和39年10月10日。

以上です。お願いします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第10号は可決されました。

次に、日程第26 発議第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本議会事務局長 発議第11号 審査の申し立てに関する処分庁としての
弁明書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年9月26日。

甲良町議会議長 宮崎光一様。

提出者 甲良町議会議員、岡田隆行。

賛成者 建部孝夫。

○宮崎議長 本案については、岡田議員から提案説明を求めます。

岡田議員。

○岡田議員 弁明書の読み上げをもって、説明とさせていただきます。

弁明書。

令和4年9月26日。

滋賀県自治紛争処理機関 御中。

甲良町議会議長 宮崎光一。

上記代理人 弁護士 近藤公人。

大津市京町三丁目4の12アーバン21ビル5階、滋賀第一法律事務所。

第1、弁明の趣旨。

「審査請求を棄却する」との裁決を求める。

第2、議決の内容及び理由について。

1、はじめに。

1、審査請求人は、「議会の権限を超え又は法令に違反するもの」と主張する。

2、しかし審査請求人の書面では、議会が議案を否決したことが、地方自治法の何条に違反するのか、具体的な主張がない。

また、「議会の権限を超え」と主張しているが、前回申立ては、議会提案（発議）が認められないというものであり、今回は、町提案の議案を否決しただけであり、事案が異なる。

2、町長の給与に関する経過。

ア、議会は、次のとおり、給与の減額の条例を可決し、町長の給与の減額率は、次のとおりである。

A、平成30年3月20日、発議第2号、可決。

2ページ、お願いします。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、20%減。

理由、平成29年10月町長選挙ビラ、はがき虚偽記載（JA推薦）。

B、平成30年10月19日、発議第5号、可決。

平成30年11月1日から平成31年3月31日まで、44%減。

平成31年4月1日から当分の間、30%減。

C、平成30年12月12日、発議第6号、可決。

平成31年1月1日から平成31年3月31日まで、70%減。

平成31年4月1日から平成31年6月30日まで、50%減。

平成31年7月から当分の間、30%減。

理由は個人情報の流出。

D、令和元年6月14日、発議第6号、可決。

令和元年7月1日から当分の間、70%減。

理由、後援会の収支報告書虚偽記載他。

E、令和2年3月23日、発議第3号、可決。

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで、70%減。

令和2年4月1日から当分の間、40%減。

理由、上記Dの説明責任を果たすべき。

F、令和2年11月30日。

F1、議案第60号（町長提案）、否決。

令和2年12月1日から令和3年2月28日、50%減。

令和3年3月1日から当面の間、40%減。

理由、大町前議員失職に関する町長の責任、下水道会計決算。

F2、発議第21号（議員提案）、可決。

令和2年12月1日から令和3年5月31日、60%減。

令和3年6月1日から当面の間、40%減。

理由、大町前議員失職に関する町長の責任、下水道会計決算。

G、令和3年6月11日。

議案第37号（町長提案）、否決。

令和3年6月30日まで、40%減。

令和3年7月1日から令和3年9月30日、10%減。

令和3年10月1日から、減額なし。

理由、知事裁定に基づき違法状態を解消するため、大町前議員失職に関する町長の責任、下水道会計決算。

H、令和4年3月23日。

議案第12号（町長提案）、可決。

令和4年4月1日から令和4年6月30日まで、60%減。

令和4年7月1日から、40%減。

理由、損害賠償の裁判の判決結果による責任、大町前議員失職に関する町長の責任、下水道会計決算の3つの理由による責任。

上記Eまでは、町長も40%減の議決を受け入れ、さらに、令和2年11月30日の議案も、町長自ら、「令和3年3月1日から当面の間40%減」の提案をしており、さらに、令和4年3月23日の町長提案でも、令和4年7月1日から40%減として、自ら懲戒の趣旨として、「当面の間」の給料の減額を認めている。

第3、審査請求の理由に対する反論。

1、審査請求人は、「本件議決は、議会が長の責任追及の手段として減給という手段を一方的にとるものであり、これを可能とすると、議会が自らの主張を通すために、条例制定に係る議会の議決権をもって長を威迫することにもなる。そうすると、長と議会との均衡が崩れ、議会が著しく優位に立つことにもなるのであるから、このような手段は、現行の地方自治制度において許容されないと解すべき」と主張する。

2、しかし、今回の町提案の議案は、事実上過去の懲戒処分を町長自らを取り消すというものである。すなわち、「当面の間」という懲戒期間の懲戒処分を、懲戒権者自らが、懲戒期間を短縮するという行為であり、これは過去の懲戒処分を短くするという意味で、取消しと同じ意味である。そして、議案提案理由には、「当面の間」を削除することの理由、すなわち立法事実の記載は、全くない。

裏面をお願いします。4ページです。

議会としては、事実上の条例の変更である以上、立法事実がない、また立法事実の説明がない以上、町提案の議案を否決するのは、当然である。

3、さらに、もし、今回の審査請求が認められるのであれば、議会は、町長の提案を全て、同意しなければならないことになり、これこそ、議会の権限を否定するものであり、地方自治法の趣旨に反するものである。

4、町長は、令和2年3月23日、発議第3号（内容：令和元年7月1日から令和2年3月31日まで、70%減、令和2年4月1日から当分の間、40%減）の可決を受け入れ、令和2年11月30日、議案60号（町長提案）（内容：令和2年12月1日から令和3年2月28日、50%減、令和3年3月1日から当面の間、40%減）を提案していること、さらに、令和4年3月23日の町長提案でも、令和4年7月1日から40%減としていることから、事情が変更ない限り、禁反言の原則により、これと異なる議案提案は、許されない。

第4、閲覧について。

本書面にて提出する書類その他物件については、閲覧の対象になることについては、異議はない。

添付資料はなし。

以上です。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は、この弁明書を作成の機会に体調を壊して、大事を取らさせていただきまして、休むことになりました。申し訳ありませんでした。

それで、1ページの、「はじめに」のところの（2）ですね、このところ、私が特に全面的に賛同するものですが、特に強調をしたいのは（2）のところ。最後にありますように、この（2）は過去の事例と事案が異なるというところを大変重要だというように思います。

2つ目には、3ページの上記Eまでは町長も40%減の議決を受け入れ、さらに令和2年11月30日の議案も町長自ら令和3年3月1日から当面の間40%減の提案をしており、さらに令和4年3月23日の町長提案でも、令和4年7月1日から40%減として、次が大事だと思います。自ら懲戒の趣旨として、当面の間の給料の減額を認めている。これも大変大事なポイントだと思います。

それから、最後の4ページのところの3ですが、さらにもし今回の審査請求が認められるのであればということ、議会の権限を否定するもの、地方自治法の趣旨に反するというように述べています。

甲良町の過去の対応、表面的に見ますと、幾つも減額をしているな、大変異常だなというように見えます。異常をつくったのは、町長の行為であります。反省のないところから出発をしています。その点でも、私は甲良町議会、現場を見て、この3人の紛争委員会の委員さんが現場を見ていただければ、大変抑制的に私たちは対応しているというように思います。冷静に議論をし、そして議案としてまとめ、表決をさせていただいています。そういう点から見れば、威迫をする、町長の審査請求の理由の中に、条例制定に係る議会の議決権をもって、町を威迫することにもなるというように、断定的に書かれています。威迫、つまり脅す、権限を持っていることを越権行為を使って脅すという意味ですね。現場を見てもらえば、そういうことをしているという状況はとても感じられませんし、理解することができません。

そういう点でも、3人の紛争委員の皆さんに、ぜひ現場を見ていただいて、そして議会がどういう対応をこの間してきたかというのをつぶさに見てほしい。意見陳述がその後にあるかもわかりません。招集されるかもしれませんが、そういう内容を述べたいと思いますけども、現場をなかなか見てももらえない。地方自治を上から見て、駄目だ、よいだというように、決めてもらう、そういうこと自体も、私は納得できないわけですけども、近藤先生がまとめてもらっている4ページの3、ここの地方自治の趣旨に反するものであるというのは大変重いところだと思いますし、そういうことを知事にも、そして3人の委員さんにも訴えていきたいなと思っていますので、賛成とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第11号は可決されました。

次に、日程第27 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第28 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

野瀬町長。

○野瀬町長 令和4年甲良町議会9月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は9月5日から本日26日まで22日間の会期で、会期中に予算決算常任委員会と産業建設文教常任委員会が開催をされ、付託案件の審査をいただきました。9月5日の本会議におきまして、財政健全化判断比率等3件の報告をさせていただきました。提出案件のうち、一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認が1件、条例の一部改正が3件、財産の無償貸付が1件、人権擁護委員候補者の推薦が1件、教育委員の任命が1件の7議案につきまして、それぞれ原案どおり承認、可決、同意をいただきました。

本日の本会議において、予算決算常任委員会に付託をされました認定第1号から第7号までの各会計の決算についてと議案第53号の一般会計補正予算(第4号)について、審査の結果が委員長報告をされ、採決の結果、令和3年度の7つの会計の決算全てを認定いただきました。

一般会計補正予算(第4号)は、本日、発議第7号で4号補正予算に対する修正案が提案をされ、修正案が可決をされ、修正案を除く補正予算も可決をされました。この修正案に関しては、9月12日、町長は議員に資料説明したとおりであり、給付の財源は一般財源で手当てすることになり、本町の今後の行財政運営の影響に留意が必要であること、給付金が市場メカニズムを歪め、ばらまき政策との住民批判を招きかねないことなど、総合的に勘案すべきであり、議決に異議がありますので、議会に対して再議に付す予定であることを申しておきます。

産業建設文教常任委員会に付託をされました議案第45号から第51号ま

での7議案の審査について委員長報告がされ、採決の結果、認定こども園の設置条例及び認定こども園に関連をした条例の一部改正が3件と、条例の廃止が3件の合計7件の議案全てを原案どおり可決をいただきました。

議案第54号から第58号までの令和4年度特別会計と企業会計の補正予算5件について、採決の結果、5つの補正予算全て原案どおり可決をいただきました。

また、本日、議案の追加提案をいたしました議案第59号 財産の減額譲渡につき、議決を求めることについての提案に対しまして、原案のとおり可決をいただきました。

議会会期中にいただきましたご意見等をふまえて、日常業務の中で課題克服に取り組むとともに、財政健全化計画の改善プログラムの実施に力を入れていきたいと考えております。長期間の議会会期にわたりまして、議案の審査、審議にお礼を申し上げ、9月定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

おわびして、訂正をいたします。

本日、「発議7号で」と申し上げました補正予算の修正案につきましては、「発議第8号」でございました。おわびして、修正します。よろしくお願ひします。

○宮崎議長 これをもって、令和4年9月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午後 0時37分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 山 田 充